

令和5年6月14日 14時00分
国土交通省 中部地方整備局

「一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」 の実施に関する方針を公表しました

中部地方整備局は、一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第5条第1項の規定により、特定事業の実施に関する方針を策定しましたので、同条第3項の規定により公表しました。

◆特定事業の概要、今後のスケジュール(予定)

※詳細は、次の中部地方整備局のホームページよりご覧いただけます。

<https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/index.htm>

◆特定事業の概要

- ・事業名：一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業
- ・事業方式：公共施設等運営(コンセッション)方式
- ・事業内容：近鉄四日市駅バスターミナルの運営、維持管理等
- ・事業概要：別添資料のとおり
- ・意見・質問募集期間：令和5年6月14日(水)～令和5年6月27日(火)

発表記者クラブ

中部地方整備局記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局

道路部 道路計画課

道路計画課長 柴田 康晴(しばた やすはる)

建設専門官 矢口 謙史(やぐち けんじ)

電話：052-953-8168(直通)

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910** (通話料無料・24時間受付)

【別添資料】

『一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業』の概要

1. 事業の目的

本事業は、国が整備する近鉄四日市駅周辺における交通結節点（バスターミナル）について、民間事業者に運営権を設定し、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な維持管理・運営事業の実施を図ることを目的として行うものである。

2. 事業の内容

近鉄四日市駅バスターミナルの運営業務、維持管理業務及び利便増進事業を実施するものである。

本事業では、近鉄四日市駅バスターミナルを道路法上の特定車両停留施設として国が整備し、維持管理・運営については、国が事業者に対して運営権を設定し、国と事業者の間で締結する実施契約の定めるところにより、事業者がバス運行事業者等の施設利用者から徴収する停留料金等により実施する、公共施設等運営（コンセッション）方式とする。

3. 事業の対象となる公共施設等

事業名称：一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業

所在地：三重県四日市市諏訪栄町、浜田町

面積：特定車両停留施設区域 約 8,100m²

対象施設：特定車両停留施設、利便施設

4. 事業期間

実施契約の締結日から30年間（予定）

5. 民間事業者の選定方法（予定）

本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、選定することを予定している。

6. 今後のスケジュール（予定）

令和5年6月14日	実施方針等の公表
令和5年6月14日 ～6月27日	実施方針に関する質問・意見受付及び対話の受付
令和5年7月中旬	対話の実施
令和5年7月下旬	実施方針に関する質問・意見に対する回答及び対話結果の公表
令和5年8月頃	特定事業の選定の公表
令和5年8月頃	募集要項等の公表・交付
令和5年9月頃	募集要項等に関する質問受付
令和5年10月頃	募集要項等に関する質問に対する回答の公表
令和5年11月頃	提出書提出期限
令和5年12月頃	特定者の公表
令和5年12月頃	基本協定の締結
令和8年度（予定）	実施契約の締結

■事業対象位置図

